

愛知県商工会議所連合会資料

愛知県政労使協議会

2019 年 11 月 12 日

愛知県議会議事堂 1 階 ラウンジ

外国人材の受入れ政策に 関する要望

<概要版>

2019年10月17日
日本商工会議所

【Ⅰ. 現状認識】

【Ⅱ. 重点要望項目】

1. 外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充
2. 受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供
3. 特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大に向けた検討
4. 特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた具体的な方策

【Ⅲ. 個別要望項目】

1. 外国人材の円滑な受入れに向けた政策

- (1)外国人材の送出国における特定技能の効果的な周知・広報
- (2)技能実習2号修了予定者等に対する制度周知
- (3)在留資格手続きの円滑化・迅速化
- (4)受入れ対象14分野の特定技能試験の早期実施と地方での試験実施

2. 外国人材の受入れ拡大に向けた政策

- (1)わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ
- (2)留学生のわが国における就職の促進
- (3)高度人材の受入れ促進に資する施策の強化・拡充

3. 受入れ企業に対する政策

- (1)特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知
- (2)外国人雇用管理指針の幅広い周知
- (3)公共職業訓練を通じた特定技能外国人のスキルアップ
- (4)分野別協議会の緊密な連携、好事例の周知・横展開

4. 共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備

5. 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充

【Ⅳ. 結びに】

I. 現状認識

②

1. 外国人材の受入れニーズの高まり

- 日商・東商の調査で「人手不足」と回答した企業の割合は調査開始以来、一貫して増加し、66.4%に達している。[図表1]
- 深刻な人手不足を受け、当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、外国人材の受入れニーズがあると回答した企業は50.8%（前年度調査から8ポイント増加）。[図表2]
- また、外国人材の受入れニーズがある企業の実に83.6%が特定技能外国人の受入れに関心を持っている。[同上]

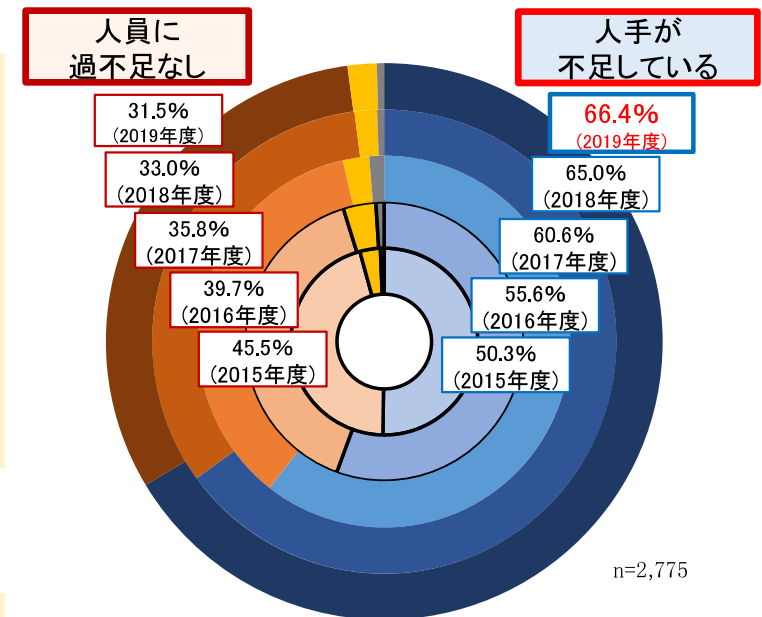
2. 外国人材の受入れに関する課題

- 特定技能に係る交付・許可の状況（本年8月30日現在）は、889件と少数にとどまっている。
- これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すれば良いか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が多く寄せられている。

3. 特定技能が有効に機能するための方策

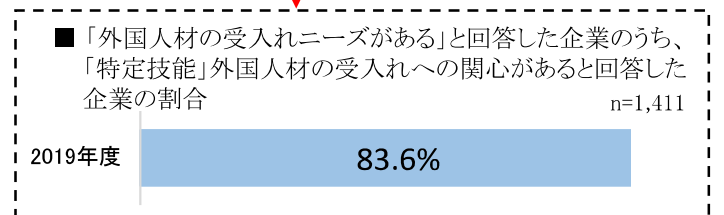
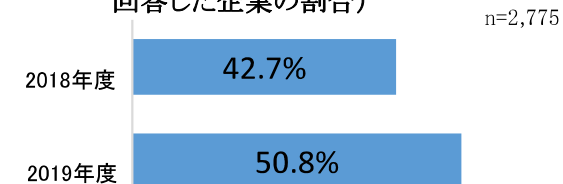
- 外国人材の受入れを具体的に検討している企業に対する支援策を強化・拡充していくことが不可欠。
- 地方における登録支援機関の設置促進に向けた取組や、特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた方策を具体的且つ強力に講じていくことも重要。

[図表1] 人員の過不足状況（内側2015年度～外側2019年度）



出典：日商・東商「人手不足への対応に関する調査」（調査期間：2019年3～4月）

[図表2] 外国人材の受入れニーズがある（「既に雇用している」、「今後雇用する予定」、「雇用するか検討中」と回答した企業の割合）



出典：日商・東商「外国人材の受入れニーズに関する調査」（調査期間：2019年3～4月）

1. 外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充

- 当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、44.2%の企業が「外国人材の受入れに関する相談機能の創設(窓口相談、専門家派遣等)」を挙げている。
- 法務省出入国在留管理庁は、特定技能が有効且つ適正に機能するために、相談窓口の設置や専門家派遣の実施等、中小企業を対象に本制度に特化した全国的な相談機能を早期に創設すべきである。

<商工会議所の取組事例>

外国人雇用サポートセンターの設立と携帯型翻訳機の貸出事業【小松商工会議所・石川県】

- 本年4月に外国人雇用に関する企業の相談のための専用窓口「外国人雇用サポートセンター」を開設。同センターでは、企業と外国人労働者とのトラブル等の相談を受け付け、市やハローワーク、行政書士会等と連携して解決に向けたサポートをしている。
- 携帯型多言語翻訳機(ポケットクW:法人向け国内モデル)の貸出を本年7月より開始。貸出を通じて、企業と外国人労働者との円滑なコミュニケーションや、生産性向上支援につなげている。



▲「ポケットクW」世界74言語に対応が可能なAI音声通訳機

2. 受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供

- 当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、35.5%の企業が「外国人材と企業とのマッチングに資する事業の実施(外国人材を対象とした合同会社説明会等)」を挙げている。
- 本制度が有効且つ適正に機能するために、法務省出入国在留管理庁及び厚生労働省は、関係省庁との緊密な連携の下で、国内外での合同会社説明会の開催やオンライン面談の実施など、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会を提供していくべきである。
- また、外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、特定技能での就労を希望する国内外の外国人が外国人雇用の経験に乏しい中小企業に円滑・適正に就職・定着できる取組を早期に具現化するとともに、全国的に幅広く展開していくべきである。

3. 特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大に向けた検討

- 当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき取組について尋ねたところ、40.3%の企業が「外国人材の受入れ対象分野の拡大」を挙げている。
- 更に、当所が本年7月から8月にかけて全国515商工会議所に対して実施した「外国人材の受入れに関するアンケート」では、特定技能1号の追加希望分野・業種として下記が挙げられている。

<各地商工会議所から追加希望がある分野例>

- | | | | |
|---|---------------------|---------|------------|
| ○林業 | ○建設業（とび作業、防水施行作業等） | ○印刷業 | ○ビルメンテナンス業 |
| ○製造業（金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食料品、自動車部品、繊維、陶磁器等） | | | |
| ○縫製業 | ○運輸業（トラック、タクシー、水運業） | ○倉庫業 | |
| ○卸売業（飲食料品、鮮魚） | ○小売業（コンビニ、スーパー） | ○廃棄物処理業 | |

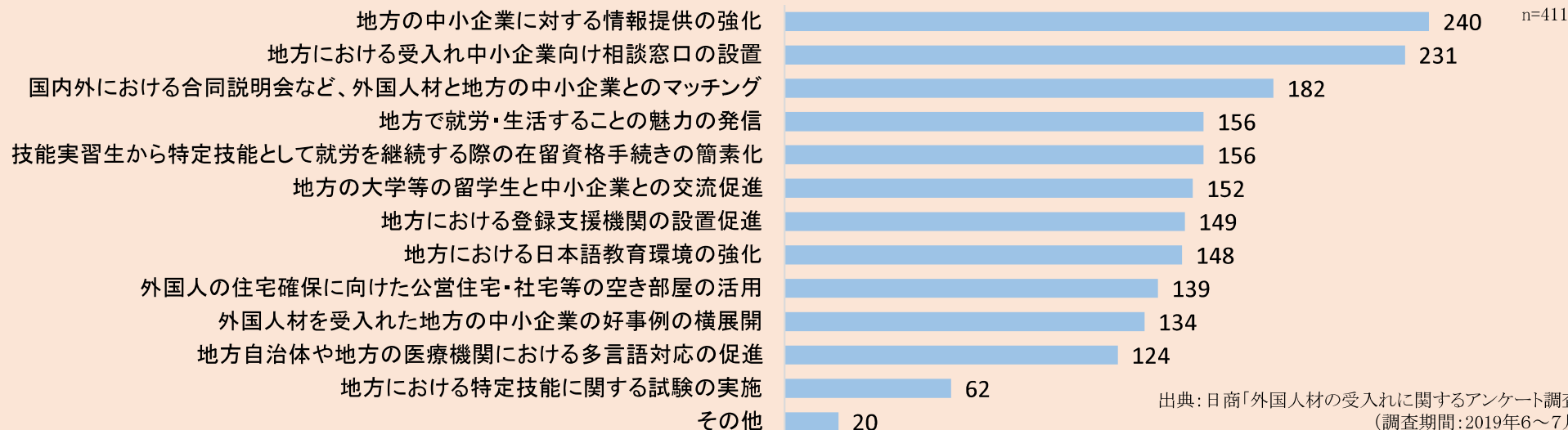
- 深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省出入国在留管理庁及び関係省庁は地方及び中小企業における人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、受入れ対象分野の追加に関する検討を速やかに行っていくべきである。また、現在の受入れ対象14分野の受入れ見込み数についても柔軟に検討していくことが望ましい。

4. 特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた具体的な方策

- 人手不足が深刻な地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするため、法務省出入国在留管理庁及び関係省庁は、受入れ対象14分野の分野別運用方針に記載されている取組、更には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に記載されている対応策を早期且つ着実に実行されたい。
- 地方の中小企業に対する情報提供の強化や地方における相談窓口の設置、地方大学等の留学生と中小企業との交流の促進、地方における登録支援機関の設置促進、地方の中小企業と外国人材とのマッチング機会の提供、地方における試験の実施など、各地商工会議所から寄せられている意見は、偏在対策として有効であるため、早期に実施されたい。
- 外国人材が円滑に住宅を確保できるよう、政府は遊休社宅や公営住宅の改装費、備え付けの家具・家電等の購入費に対する補助制度等を創設すべきである。

4. 特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた具体的な方策

■「特定技能」外国人が大都市圏に偏在せず、地方の中小企業で就労・定着するために有効だと思われる施策（複数回答）



<商工会議所の取組事例>

外国人労働者向けバスツアー【宮若商工会議所・福岡県】

- 本年3月31日に、市内で働く外国人労働者に地域の魅力を知ってもらおうと、市内の観光名所を巡る「宮若実感バスツアー」を実施。市内8企業で働く韓国、中国、ベトナム、インドネシア出身の20代から30代の若者85名が参加した。ツアー修了後には参加者全員に「体験修了証」を授与。地域の魅力発信を通じて、より一層の雇用促進につなげたいとしている。



▲桜の名所で記念撮影。参加者は「宮若は良いところだと分かった」と笑顔を見せた

空き店舗を活用した留学生向けシェアハウスの運営【いちき串木野商工会議所・鹿児島県】

- 外国人留学生や企業の外国人研修生が増加傾向にあることから、一昨年4月より、市及び学校法人と連携し、空き店舗を活用した外国人留学生向けシェアハウス「KACCHEL（かっちえる）」を運営。
- 「かっちえる」とは、鹿児島の方言で「仲間に入れる」を意味し、留学生などを街へ迎え入れることで、商店街のにぎわい創出や、市民と留学生との国際交流を図ることを目的としている。



▲「KACCHEL」外観。4階建てで部屋数は20部屋（定員20名）

1. 外国人材の円滑な受入れに向けた政策

(1) 外国人材の送出国における特定技能の効果的な周知・広報

- わが国が将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるようにするためには、昨年末に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や本年6月に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に盛り込まれた施策を官民が総力を挙げて実施していくことを通じて、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を着実に推進していくことが求められる。
- 有為な外国人の日本への送出しを確保するため、外務省や在外公館等は二国間取り決めのための政府間文書の作成により外国人材の送出しが想定される国々において、特定技能を積極的且つ効果的に周知・広報していくとともに、日本語教育の充実や日本で働き生活することの魅力の発信など、日本で働く意欲を喚起するための取組を鋭意実施していくべきである。

(2) 技能実習2号修了予定者等に対する制度周知

- 技能実習2号修了予定者等、更には監理団体、実習実施者に対して、特定技能1号の受入れ手続きを含む特定技能の在留資格に係る新たな制度全般を幅広く周知していくべきである。

(3) 在留資格手続きの円滑化・迅速化

- 当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、65.3%の企業が「外国人材の雇用等に関する手続きの簡素化」を挙げている。
- マンパワーの増強等を通じて、在留資格手続きは出来るだけ円滑且つ速やかな審査及び処理を実施するとともに、支障のない範囲で簡素化していくべきである。
- また、技能実習2号修了者等から特定技能1号として同一企業で就労する場合、或いは一定の条件を満たす優良な企業が特定技能外国人材を受入れる場合には、在留資格手続き上の優遇措置を講じられたい。
- 更に、受入れ企業、登録支援機関の申請に係る負担を軽減するために、電子申請を早期に実現されたい。

1. 外国人材の円滑な受入れに向けた政策

(4) 受入れ対象分野の特定技能試験の早期実施と地方での試験実施

- 業所管省庁は分野ごとの試験実施要領及び11分野の技術水準に関する試験の実施概要（実施時期・場所、実施回数、試験科目、可否の基準等）を速やかに決定し、試験を早期に実施すべきである。
- また、試験の実施概要を幅広く且つ分かりやすい形で周知していくとともに、特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた方策の一環として、地方でも積極的に試験を実施していくべきである。

2. 外国人材の受入れ拡大に向けた政策

(1) わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ

- 特定技能1号の外国人に対しては、相当程度の知識または経験を必要とする技能が求められ、技能水準は分野別運用方針が定める試験等により確認されることになっていることから、当該試験は可否の判断にわが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格の取得状況を考慮するなど、外国人材が取得した国家資格等の状況を十分に加味して実施すべきである。
- 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「法律の施行後2年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が記載されていることから、この規定に則り、法務省出入国在留管理庁は、わが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格を取得した外国人は技能実習2号修了者と同様に当該試験を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う措置を講じられたい。

2. 外国人材の受入れ拡大に向けた政策

(2) 留学生のわが国における就職・起業の促進

- 本年5月30日に改正された法務省告示により、わが国の大学・大学院を卒業・修了した留学生が大学・大学院で学んだ専門分野以外の業務であっても、日本語能力を活かした業務に従事する場合は、在留資格「特定活動」により当該活動が認められることになった。したがって、法務省告示の改正内容を企業や大学等に幅広く周知することにより、外国人留学生の日本国内での就職率の向上を図っていくべきである。
- 留学生と求人企業とのマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会、留学生向け求人の掘り起こし等に積極的に取り組まれない。
- わが国の大都市部の大学等に留学している外国人留学生、更にはわが国に人材を多く送り出しているアジア諸国の学生が、地方を中心とした中小企業にインターンシップする仕組みの構築など、政府はわが国の外国人留学生や海外の学生による中小企業へのインターンシップを促進させるための施策をより積極的に実施していくべきである。
- 外国人留学生によるわが国での起業・創業の促進に向け、在学中でも「留学」ビザから起業・創業に必要な「経営・管理」ビザへの切り替えができるよう制度を改正すべきである。

(3) 高度人材の受入れ促進に資する施策の強化・拡充

- 日本貿易振興機構（JETRO）は、外国人及びわが国企業の双方の目線に立って情報発信するポータルサイト「Open for Professionals」を昨年末に開設した。
また、高度外国人材に精通した専門家を活用し、高度外国人材の採用・育成・定着により海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業200社程度に対して、採用に際しての手続きや課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備など、わが国での安定的な定着までの伴走型支援を提供している。
- こうした施策は、中堅・中小企業における外国人材の活躍促進に非常に有用であることから、幅広く周知することで利用を促進するとともに、伴走型支援の対象企業数を増やすなど更なる強化・拡充を図られたい。

3. 受入れ企業に対する政策

(1) 特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知

- 当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、46.0%の企業が「制度概要や受入れ企業の要件、受入れ手続きに関する情報提供」を挙げていることに加え、これらの幅広い周知を求める「生の声」が当所へ多く寄せられていることから、法務省出入国在留管理庁は説明会等を通じて人手不足に苦慮する中小企業に対して本制度を幅広く周知していくことが求められる。

(2) 外国人雇用管理指針の幅広い周知

- 「外国人雇用管理指針」には、外国人材の雇用管理に関して事業主が講ずべき必要な措置が、現行の労働関係法令等に基づき網羅的に取り纏められていることから、厚生労働省はハローワークや各団体が実施する外国人材に関する説明会等で本指針を紹介することはもとより、厚生労働省が受入れ企業を対象とした研修会等を実施するなどして、本指針の内容を幅広く周知していくべきである。

(3) 公共職業訓練を通じた外国人材のスキルアップ

- 外国人材のスキルアップやキャリア形成を支援するために、厚生労働省は外国人材に対する人材開発支援策を拡充していくとともに、公共職業訓練における外国人材の受入れ態勢を強化していくことが求められる。

(4) 分野別協議会の緊密な連携、好事例の周知・横展開

- 特定技能が有効且つ適正に機能するには、協議会が担う役割が極めて重要であることから、積極的に活動していくことはもとより、好事例の周知・横展開をはじめ各分野の協議会が緊密に連携していくべきである。

4. 共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備

- 当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき取組について尋ねたところ、70.3%の企業が「外国人材に対する日本語教育の充実」を、56.4%の企業が「外国人材が日本で暮らしやすくするための社会づくり（行政・生活情報の多言語化、多文化共生の取組等）」を挙げている。
- 共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備は、外国人材が社会を構成する一員として受入れられ、企業で活躍していくための基盤となる重要な取組であることから、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に盛り込まれた対応策を着実に実行されたい。

5. 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充

- 特定技能の在留資格に係る新たな制度は、特に人手不足が深刻な地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるよう、実効性のある制度にしなければならない。
- したがって、政府は地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況を常に把握するとともに、外国人材の受入れニーズがある中小企業からの要望や「生の声」をもとに、これをしっかりと実施することで、外国人材を受入れる中小企業のための施策をはじめ、外国人材の受入れ促進に資する施策の更なる充実強化に努められたい。

6. 外国人材にとって納得感の高い社会保障制度の検討

- 老齢年金の受給には加入期間が10年以上必要であり、また外国人材が帰国した場合の脱退一時金は負担した保険料と比べ少ないため、在留期間上限10年未満の特定技能1号などの外国人材にとって、公正で納得感の高い社会保障制度となるよう、脱退一時金の受給額の増額について検討すべきである。
- 加えて、特定技能等での就労増加が見込まれるアジア諸国について、年金加入期間の通算を含む社会保障協定の締結を進めていくことが求められる。

- 企業は外国人材の受入れにあたり、足下の人手不足への対処といった目的のみで外国人材を採用するのではなく、外国人材に期待する役割、職務内容やキャリアプランの明確化、適正な処遇の確保等を通じて、企業の成長を担う中核的な人材として中長期の視点で外国人材を育成していくことが重要である。
- 特定技能は、国、地方、民間が果たすべき役割をしっかりと担うことで、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し地域社会での共生を実現するなど、わが国経済・社会の発展に寄与する制度にしていかなければならない。
- 当所は、受入れ企業及び受入れを検討している企業に対する支援はもとより、共生社会の実現に向けた活動にも鋭意取り組んでいく所存である。

